

## 第1 総則

### 3. 責務

- ( 1 ) 使用者及び労働者は、個人情報の保護及び処理の重要性を認識し、その理解の醸成を図るものとする。
- ( 2 ) 使用者は、この指針を尊重し、個人情報の保護に努めるものとする。
- ( 3 ) 労働者は、使用者がこの指針に従って実施する措置に協力するとともに、自らも個人情報の保護に努めるものとする。

これまでのところ、労働者の個人情報保護の問題については、必ずしも事業主、人事・労務管理担当者、あるいは個々の労働者など関係者の問題意識は熟しているとは言い難い面があり、この問題に的確に対応していくためには、関係者の認識を高め、その理解を深めていくことが重要である。このため、具体的な個人情報の処理のあり方について規定するに先立ち、関係者の責務を定めることとし、( 1 )において、労使共通の責務を定めた上で、( 2 )において使用者の責務を、( 3 )において労働者の責務をそれぞれ定めることとした。

なお、「使用者」とは、労働基準法第 10 条に定める使用者（事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者）を意味する。